

仕様書に対する質問・回答書

令和 年 月 日

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

(担当者名と電話番号： _____)

件名	蔵王中学校スクールバス賃貸借	
番号	質問事項	回答事項
1	契約書案を頂けますでしょうか。 開示いただけない場合、落札後契約書条項の協議に応じていただけますでしょうか。	契約書案の事前開示は行いません。また、落札後に契約条項に関して疑義が生じた場合は、当町の契約目的の達成を妨げない範囲において、協議に応じます。
2	予算削減及び自然災害による解約の場合、規定損害金はお支払いいただけますでしょうか。	地方自治法及び蔵王町財務規則等の規定に基づき、翌年度以降において歳出予算の削減又は削除等により本契約を解除する場合、原則として損害賠償（規定損害金等）の支払いは行いません。ただし、不可抗力（自然災害等）やその他特別な事情に伴う解約時の詳細な取り扱いについては、落札後に締結する契約書の規定に基づき、必要に応じて協議するものとします。
3	上記質問に加え、支払い不可の場合、別途協議を認めいただけますでしょうか。	契約解除時の清算手続きや規定損害金の取り扱いに関する詳細については、契約の主旨を逸脱しない範囲において、落札後に別途協議することを認めます。
4	長期継続契約の場合、歳出予算の削減又は削除が行われるケースとしてどのような事象を想定しておりますでしょうか。	本件における予算の削減又は削除を想定する事象としては、学校統廃合や通学路の急激な変更等に伴う運行計画の抜本的な見直し、大規模な自然災害による運行路線の消滅、又は当町の財政状況の極めて著しい変化など、異例かつ重大な事態を想定しております。なお、通常の行政運営においては、契約期間内の予算確保に努めます。
5	過去に歳出予算の減額又は削除により契約が解除された事例はありますか。	当町において、過去に歳出予算の減額又は削除を理由として、物品賃貸借契約（リース契約等）の長期継続契約又は債務負担行為に係る契約を中途解除した事例はありません。
6	今回の入札で入替になる物件は何年間使用した物件のお入替でしょうか。	本件は、蔵王中学校の統合・開校に伴うスクールバスの新規導入案件（初めての導入）であり、既存車両からの入替（更新）物件ではありません。

7	<p>半導体不足や物流遅延、自然災害等の不足事態が発生し、リース会社の不可抗力により納期遅延となった場合、指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>受注者の責めに帰すことができない不可抗力（大規模な自然災害、世界的な部品・半導体調達困難、重大な物流遅延等）に起因する納期遅延については、受注者から書面により速やかに申し出があった場合、指名停止処分や遅延損害金（違約金等）の請求を行うことなく、履行期限（納期）や契約期間等の変更について協議に応じます。ただし、新車の納入が運行開始日（令和9年4月1日以降）に間に合わない場合は、運行に支障が生じないように、受注者の負担により同等仕様以上の代替車両（無償）の手配を求める場合があります。</p>
8	<p>費用負担区分表、消耗品欄のタイヤについて、タイヤは夏タイヤ・冬タイヤ共にリースに含み、必要本数のご提供という認識でよろしいでしょうか。 また、タイヤの季節履き替え費用も含む認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>認識の通りです。夏タイヤ及び冬タイヤ（スタッドレスタイヤ）の双方がリース対象に含まれ、契約期間中に摩耗・劣化が生じた場合は、安全運行に必要な本数を適宜無償で提供（交換）するものとします。また、シーズンごとのタイヤ履き替え（脱着）費用についても、リース料に含まれます。</p>
9	<p>上記質問に付随し、夏タイヤ、冬タイヤの保管は貴町という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>認識の通りです。</p>
10	<p>車両登録と納車を同日に行うことが出来ません、登録後、約1週間程度の納車準備期間がありますがその間の代車提供義務はないものとしてよろしいでしょうか。 また賃貸借期間は車両登録日から仕様書記載の満了日までという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>認識の通りです。令和9年4月1日の新車新規登録から、納入期限である令和9年4月6日（月）までの期間については、代替車両（代車）の提供義務はありません。また、賃貸借期間（リース料の発生期間）は仕様書記載の通り「令和9年4月1日から令和14年3月31日まで」となります。登録後は、速やかな納入をお願いいたします。</p>
11	<p>費用負担区分表、運行管理業務委託料と記載がございますが、本件のリース車両を第三者へ業務委託を行い運行されることでしょうか。 その場合、車検証に記載される所有者はリース会社、使用者は貴町でしょうか、あるいは運行管理業者でしょうか。</p>	<p>認識の通りです。本件リース車両は、当町が第三者（運行管理業者等）へ運行管理業務を委託して運行します。これに伴い、自動車検査証（車検証）に記載される名義については、所有者を「リース会社（受注者）」、使用者を「蔵王町（発注者）」とします。</p>
12	<p>天災や感染症の影響拡大等の不可抗力による納期遅延が発生した場合、違約金等のペナルティは一切発生しないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>認識の通りです。No. 7に記載の通り、受注者の責めに帰すことができない不可抗力による納期遅延については、遅延損害金（違約金等）の請求や指名停止処分等は一切行いません。</p>

1 3	<p>昨今、部材不足やメーカーの生産調整等により、車種によっては急遽かつ想定外に納期が長期化、不透明化する傾向があります。部材不足による影響、生産調整等、受注者の責によらない納期遅延が發送する場合、対応も含め協議として頂き、ペナルティ等は一切発生しないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>認識の通りです。</p>
1 4	<p>質問 1 2、1 3 の事由により納期が遅延した場合、代車の提供により契約履行とみなされますか。 また、みなされる場合の代車費用は発注者のご負担との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>新車の納入が開校に間に合わない等で納期遅延となる場合、学校運営および児童生徒の通学に支障が生じないよう、受注者（リース会社等）の費用負担により、同等仕様以上の代替車両（無償）を提供いただくことで、契約の履行とみなします。したがって、代車費用を発注者（当町）が負担することはできません。</p>
1 5	<p>新車登録から納車まで数日程度要します。令和 9 年 4 月 1 日以降に車両登録をし、令和 9 年 4 月 6 日までに納車という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>認識の通りです。No. 10 の回答の通り、令和 9 年 4 月 1 日以降に新規登録を行い、令和 9 年 4 月 6 日（月）までに納入してください。</p>
1 6	<p>契約書は受注者書式でしょうか。 発注者書式の場合、契約書（案）の開示をお願いいたします。</p>	<p>契約書は発注者（当町）書式を使用しますので、受注者書式は使用しません。なお、契約書案の事前開示は行いませんが、契約締結にあたっては標準的な「物品賃貸借契約書」を使用します。</p>
1 7	<p>納車はリース会社の立会いを必要としますか。又は、付属品や車の使い方などのご説明の場合、ディーラーの立会いのみでもよろしいでしょうか。</p>	<p>納車時における車両・付属品等の確認や取扱い説明等の立ち会いについては、メーカー（ディーラー）の担当者様のみでも差し支えありません。ただし、受領書等の提出手続きは受注者において責任を持って行ってください。</p>
1 8	<p>車両長期未稼働によるバッテリー不具合や、走行中誤って縁石に衝突してのパンク等、お客様の過失による不具合、不良についてはメンテナンス対象外とさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>認識の通りです。発注者の故意又は過失等に起因する破損（自損事故、パンク、誤った使用方法等）についてはメンテナンスの対象外（町負担による実費修理等）とします。ただし、長期休業期間中の適切な維持管理（定期的なエンジン始動等）については、受注者と連携して行います。</p>
1 9	<p>リース契約満了時、再リースや入替の基準があれば、ご教授お願いいたします。</p>	<p>賃貸借期間満了（令和 14 年 3 月 31 日）をもって本契約は満了（終了）します。満了後の対応（再リース、新車への入れ替え等）については、その時点での運行計画、町の財政状況等に基づき、別途決定します。</p>

20	今回、導入される車両は入替車両となりますか。入替車両の場合、現在の車両の初年度登録は何年でしょうか。 ご教授の程、よろしくお願いいたします。	No.6の回答の通り、本件は蔵王中学校の統合・開校に伴う新規導入案件であり、既存車両からの入替（更新）ではありません。
21	開札日は入札日と同日という認識でよろしいでしょうか。	認識の通りです。
22	メンテナンスや点検、車検時等のタイミングにより、本車両と同数、同程度の代車提供を必ずお約束出来かねるため、代車提供についてはリースに含めないという認識で宜しいでしょうか。	認識の通りです。車検、点検、消耗品交換等に伴う代替車両（代車）の提供は、リース（応札価格）に含めないものとします。
23	入札書提出時に内訳書の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。	認識の通りです。
24	入札書封筒は受注者書式でよろしいでしょうか。 発注者書式の場合、開示をお願いいたします。	封筒の指定はありませんので、受注者（入札参加者）任意の書式（封筒）で構いません。
25	本入札は長期継続契約又は債務負担行為どちらでしょうか。 長期継続契約の場合、期間中の予算減額、契約解除、契約変更に伴い受注者が損害を負った場合は別途協議可能ですか。	本件は「債務負担行為」に基づく契約です。なお、債務負担行為に基づく予算の減額、解約等に伴う詳細な取り扱いについては、落札後に締結する契約書の範囲内、又は別途協議において対応します。
26	メンテナンス工場については、「宮城県内の工場」との記載があります。 また、メーカー保証を満たす条件として、ディーラー系メンテナンス工場での定期メンテナンスが条件になります。その為、県内の三菱ふそう系列メンテナンス工場にて工場設定するという認識でよろしいでしょうか。	認識の通りです。基準車種である「三菱ふそう ローザ」又は同等品のメーカー保証を適切に維持・適用させるため、宮城県内の対象メーカー系列（ディーラー系）整備工場にて点検・メンテナンス等を実施していただくことで差し支えありません。
<p style="text-align: center;">令和 8年 7月 1日</p> <p style="text-align: right;">回答者 蔵王町長 村上英人 (公印省略)</p>		

※回答事項を閲覧に供するときは、質問者名は公表しない。